

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」でのご請求時必要書類
(陽性判明日(診断日)が2022年9月26日～2023年5月7日の場合)

「みなし入院」のご請求対象となる方は、新型コロナウイルス感染症に罹患され、医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、厚生労働省が定める重症化リスクが高いとされる^(※)以下のお客さまです。

(※) 厚生労働省が定める2022年9月26日以降の新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象の方

① 65歳以上の方、② 入院を要する方、③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊娠中の方

■ 以下(A)を既にお持ちの場合は、(A)の書類をご提出ください。【注1】

(A)

● 「My HER-SYS」の療養証明画面 (氏名、生年月日、HER-SYS ID、診断年月日があるもの) 【注2】

※ 保健所・自治体から発行されて既にお手元にある「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」でもご請求可能です。

■ 上記(A)をお持ちでない場合は、以下(B)および(C)の書類をご提出ください。【注1】

(B) および (C)

- | | |
|-----|---|
| (B) | <ul style="list-style-type: none"> ● PCR検査や抗原検査を実施する検査センター(医療機関以外でも可)の検査結果
 <u>※ご自身で実施した検査結果(市販の検査キット等)のみではご請求いただけません。</u> ● 診療明細書の写し
 <ul style="list-style-type: none"> ※新型コロナウイルス感染症の治療と分かるもの ※被保険者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの |
|-----|---|

(C)	以下の①～④に該当する方の追加書類	
	発生届対象者の区分	必要となる書類
	① 65歳以上の方	追加書類は不要です。(B)のみご提出ください。
	② 入院を要する方	領収証・入院診療計画書・退院証明書 等
	③ 重症化リスクあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方	特定の治療薬・酸素投与がわかる「診療明細書」「調剤明細書」、「処方箋」など ※ 軽症から中等症患者向けのゾコーバ(エンシトレルビル)や解熱・鎮痛剤(カロナールやロキソニン等)、市販の風邪薬は含まれません。
④ 妊娠されている方	母子手帳の写し(被保険者名、交付日が記載されている表紙)	

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

なお、医療機関にご入院された場合は、別紙3と同様のお取り扱いとなりますので、ご参照ください。

【注1】療養期間が**8日以上**の場合は、上記書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- ・療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果(SMS・LINE等)
- ・保健所とやりとりしたメールの写し
- ・保健所から出された案内文(健康観察や生活支援の留意点などが記載) など

療養期間がわかる書類がない場合は、当社所定の「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症用)」のご提出が必要になります。

【注2】「My HER-SYS」の療養証明機能は2023年9月末をもって終了しています(10月以降のご利用はできません)。ただし、お手元に既に保存・印刷された「My HER-SYS」の療養証明画面をお持ちの場合は、必要書類としてご使用いただけます。

以 上